

第1回 枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会 次第

日時：令和5年4月16日（日）午前10時～

1. 令和5年度枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会について
 - ・会長、副会長の選出について
 - ・協議会スケジュール等について

2. 禁野小学校の新校舎整備について
 - ・解体工事（旧高陵小学校）の工程について

3. その他

令和5年度枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会

【協議会の目的】

枚方市立禁野小学校の新しい学校施設の整備にかかる新しい学校づくりの諸課題への対応を円滑に進めるため、協議・連絡調整を行う。

【委員名簿】

役 職	氏 名
高陵校区コミュニティ協議会会長	森 崇
中宮北校区コミュニティ協議会会長	森田 吉彦
枚方市立禁野小学校PTA会長	松本 靖広
枚方市立禁野小学校校長	位田 真由子
枚方市教育委員会総合教育部新しい学校推進室長	畑中 徹
枚方市教育委員会学校教育部次長兼学校教育室長	齋藤 博
枚方市都市整備部施設整備室長	芝 昌和

【開催スケジュール】

開催回	開催日	開催時間	場 所	備 考
第1回	令和5年4月16日(日)	午前10時～	禁野小学校(図工室)	第3日曜日
第2回	令和5年5月27日(土)			第4土曜日
第3回	令和5年7月22日(土)			第4土曜日
第4回	令和5年9月23日(土)			第4土曜日
第5回	令和5年11月25日(土)			第4土曜日
第6回	令和6年1月27日(土)			第4土曜日
第7回	令和6年3月16日(土)			第3土曜日

枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会設置規約

(設置)

第1条 枚方市立禁野小学校の新しい学校施設の整備にかかる新しい学校づくりの諸課題への対応を円滑に進めるため、枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 協議会では、次の各号に掲げる事項（以下「所管事項」という。）について、協議・連絡調整を行う。

- (1) 新校舎の施設、設備、備品等に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関する事

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成し、委員は教育長が依頼または指名する。

- (1) 枚方市立禁野小学校の地域を代表する者
- (2) 枚方市立禁野小学校の児童の保護者を代表する者
- (3) 枚方市立禁野小学校の教職員を代表する者
- (4) 枚方市教育委員会事務局の職員を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(意見の聴取等)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くことができる。

(会議の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 協議会の会長及び副会長は、構成する者の互選によって定める。
- 4 会長は、会議の進行を担当する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長が代行する。
- 6 会議は、原則として公開する。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員及び第4条の規定に基づき協議会の会議に出席した者（以下この条において「委員等」という。）は、会議（所管事項の遂行に伴う活動を含む。）を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員等でなくなったときも、また、同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、総合教育部新しい学校推進室が担当する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

